

2018年版不公正貿易報告書及び 経済産業省の取組方針について

平成30年6月

通商政策局

通商機構部国際経済紛争対策室

不公正貿易報告書と取組方針

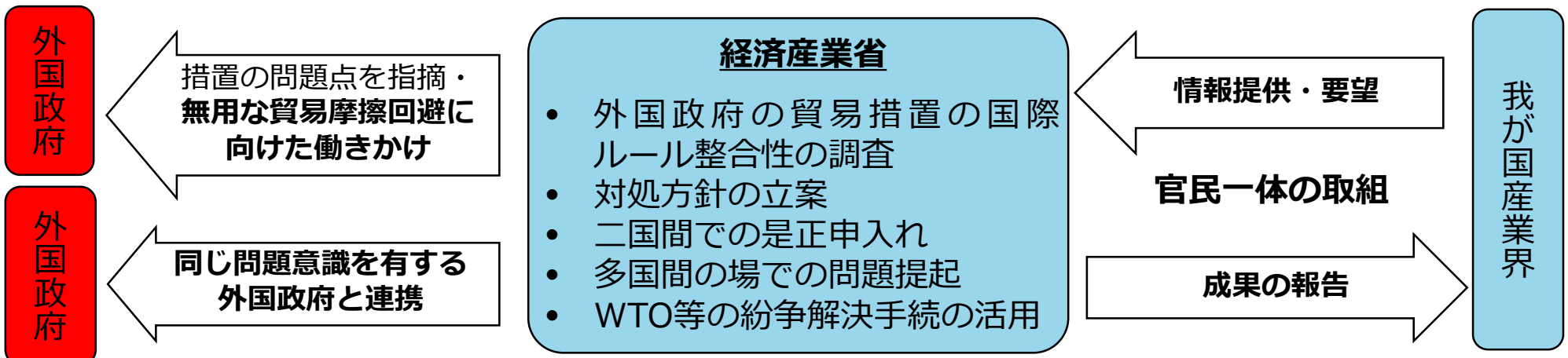
- 経済産業省は、産業界からの情報等に基づき、国際ルールと整合的でない外国政府の措置に関する情報収集を行い、不公正貿易報告書のとりまとめ及び経済産業省としての取組方針を策定。

「不公正貿易報告書」（産構審報告書）

- 外国政府の貿易措置について、専門家（**産業構造審議会不公正貿易政策・措置調査小委員会**。委員長：木村福成 慶應大学教授）が、WTO協定等の国際ルールに基づき問題点を指摘。
- 1992年以来、毎年公表（2018年版で27回目）。**今年は6月18日に公表。**
- 米国（外国貿易障壁報告書）、EU（貿易・投資障壁報告書）も、同様の報告書を定期的に公表。

「経済産業省の取組方針」

- 「不公正貿易報告書」が問題点を指摘した貿易措置のうち、その是正に向けて特に**優先的に取り組む案件**を掲載。あわせて、当該案件に関する取組状況及び成果を公表。
- 我が国産業界及び同一関心を有する外国政府との連携も促進。



1. 不公正貿易報告書

2018年版「不公正貿易報告書」の構成

- 全体は三部構成であり、第Ⅰ部でWTO協定等の国際ルールに基づき問題点を指摘するとともに、第Ⅱ部（WTO協定）及び第Ⅲ部（経済連携協定等）で国際ルールの概要について解説。

序論	国際的に合意されたルールに基づき「公正性」を判断するという「ルール志向」の考え方を提示
第Ⅰ部	中国、米国、ASEAN諸国、EU、韓国、ロシア、インド、ブラジルなど18ヶ国・地域の136措置等を指摘
第Ⅱ部	関税、AD協定、補助金協定、SG協定、サービス協定、知的財産、政府調達協定、電子商取引など、WTO協定と主要ケースについて解説
第Ⅲ部	TPP協定等我が国の主要な経済連携協定や投資協定について解説
資料編	最近のWTO定期閣僚会合の動向や、WTO紛争案件に関する参考資料を掲載



序論の改訂

- 一部の新興国による市場歪曲的な措置の増加や、一部の先進国による「結果志向」への揺り戻しなど、昨今の通商環境の変化を踏まえ、「不公正貿易報告書」の基本認識となる序論を改訂。
- 「公平な競争条件」（level playing field）の基盤ともなる「ルール志向」の堅持を再確認。

【ポイント】

- 本報告書は、貿易・通商摩擦の冷静かつ建設的な解決を模索するため、「公正性」とは何かを問い続けてきた。
- 特定国との貿易に関し自国に不利な「結果」が生じていることのみを理由にして、相手国の貿易政策・措置を不公正と評価する「結果志向」は、客観性が欠如し、管理貿易に転化しかねず、反競争的效果をもたらしかねない。各国の貿易政策・措置の「公正性」は、結果ではなく国際的に合意されたルールに基づき、客観的に判断されるべきであり、適当な国際ルールが存在しない場合には、まずルールの定立を期し、国際ルールなしに公正・不公正を論ずるべきではないという「ルール志向」が、本報告書が提示し続けてきた「公正性」であり、我々の依拠すべき原理原則（principle）である。
- WTOが発足して20年余が経過し、加盟国・地域は164を数えるに至り、ほぼ世界経済全体をカバーするに至った。各国の努力により構築されてきた、ルールに基づく実効的な紛争解決手続に支えられた多角的自由貿易体制は、新興国経済の目覚ましい成長、グローバル・バリューチェーンの深化、第四次産業革命の進展など、世界経済の飛躍的な発展に大きく貢献してきた。バイ又はリージョナルレベルで経済連携協定・自由貿易協定が多数締結され、多角的自由貿易体制を補完・強化しているほか、投資協定も大きく増加している。

- その反面、一部の新興国による市場歪曲的な補助金、技術移転の強制、知的財産の侵害、政府や国有企業等の公的主体の影響下にある経済活動の拡大が、多角的自由貿易体制の基礎である競争基盤あるいは市場の機能を歪めかねないとの疑念が広がりつつある。
- 既存のルールへの抵触の有無という基準だけでは、多角的自由貿易体制の健全な機能を評価しきれなくなっているのではないかという懸念が各国政府において生じている。
- 一部先進国において、本報告書が従来から懸念してきた「結果志向」への揺り戻しが生じており、経済的不均衡の是正を貿易制限的な政策に求めたり、対抗措置の応酬を通じて負の影響がグローバルに拡散しかねない点も注視が必要。
- 政策当局の間では、「公平な競争条件」、「競争条件平準化」という意味でlevel playing fieldという言葉がしばしば用いられる。何をもち「公平な競争条件」とみなすかについては、論者の依拠する立場によって見解が分かれうるとしても、国際的に合意されたルールの積み重ねがその不可欠な基盤となる点については、幅広い支持がある。
- 日本政府が、ルールの欠缺に乗じた市場歪曲的な措置や「結果志向」的発想に立脚した一方的措置とは一線を画し、基本的理念としての「ルール志向」を堅持していることを評価。問題解決に向けた相互努力を促すという謙虚な姿勢の重要性に改めて思いを致し、多角的自由貿易体制を支える競争基盤の確保に力強く貢献していくことを期待。

新規掲載措置

- 新規に取り上げた措置は、10件。

国名	措置	概要	ページ
中国	輸出管理法案	安全保障目的以外の考慮要素に基づき、規制対象品目を過剰に拡張する可能性がある（たとえば、稀少資源を含むおそれがある）点、技術開示要求のおそれがある点、報復措置を規定している点等において、輸出入制限の禁止に抵触する可能性がある。	P8
	アルミ補助金	アルミ産業への不透明な各種補助金の交付により、鉄鋼と同様、生産能力の急拡大、過剰供給問題が生じている。	P11
	アンチ・ダンピング措置2件 (アクリロニトリルブタジエンゴム) (オルトジクロロベンゼン)	中国の過剰生産構造の中、日本からの輸出が横ばいもしくは減少しているにも関わらず、国内産業の業績悪化の原因が日本からの輸出によるものとしてアンチ・ダンピング調査が開始された。	P10 P11
米国	1974年通商法201条に基づくセーフガード措置（太陽電池・大型洗濯機）	セーフガード発動に際し、輸入増加の原因としての「事情の予見されなかった発展」の検討が不足している、輸入と国内産業の損害の間の因果関係の検討が不十分等の批判がある。	P45
	1974年通商法301条及び関連規定	米国通商法301条は、通商協定における米国の権利が侵害されている場合や外国の措置等が差別的で米国の商業に負担となっている場合等に、一定の措置を講じる権限をUSTRに付与。301条調査により、WTO紛争解決手続きを経ず、譲許税率以上に関税を引き上げた場合等には、WTO協定に抵触する可能性。2018年、米国は中国の技術移転に関する措置等が、差別的で米国の商業に負担となっている旨認定し、追加関税の賦課や投資規制を検討するとともに、差別的な技術ライセンス制度をWTO協議要請。	P52
	1962年通商拡大法第232条に基づく鉄鋼・アルミ製品の輸入制限措置	鉄鋼・アルミ製品の輸入が米国の安全保障に脅威を与えているとして、鉄鋼25%、アルミニウム10%の追加関税が、譲許を越えており、また、特定国の除外は、最恵国待遇義務に抵触しうる。	P54
ベトナム	サイバーセキュリティ法案	個人情報及び重要データの国内保存並びにサイバー関連製品・サービスについて国家規格への適合を義務付ける規定が含まれており、外国企業の市場参入の障害となるおそれ。	P63 P65
	輸入自動車認証制度	輸入車は、型式認可証の取得や検査頻度に関して、国産車と比較して不利な条件（過剰な認証手続）を課されている。	P64
インドネシア	改正特許法	特許権者が、特許を受けた物をインドネシア国内で製造等せずに特許付与後36か月が経過した場合に、その特許権を取消しの対象としている。	P74

特集記事

- アンチ・ダンピングのルール、補助金規律、WTO上級委員会をめぐる問題、データローカライゼーションをめぐる各国規制について、掘り下げた分析を実施。

分野	コラム名	概要	ページ
第Ⅱ部第6章 アンチ・ダンピング	「迂回」と通商ルール	従来、アンチダンピング及び相殺関税（A D/CVD課税）の回避の問題として論じられてきた「迂回」について、議論の背景や経緯を概観するとともに、米国の232条調査は、反迂回措置のこれまでにない拡大と捉えることもでき、保護主義への傾倒が懸念される旨指摘。	P214
	対中アンチ・ダンピング課税における第三国価格の使用（いわゆる市場経済国問題）について	昨年 of 不公正貿易報告書公表以降の進捗（①米国のA D調査における中国の非市場経済国再認定、②E UのA D規則の改正及び同改正規則に基づく中国に対する重大な市場歪曲性認定、③WTO紛争解決手続の進展）につきアップデート。	P216
第Ⅱ部第7章 補助金	補助金の透明性向上のための規律強化の重要性	政府や関連機関による補助金等の支援は、市場を歪曲し過剰供給を引き起こしうるが、その実態把握が困難であること、また、補助金のWTO通報制度が十分に機能していないことなど、補助金の透明性規律の概要、限界及び規律強化の試みを概観。	P234
第Ⅱ部第17章 紛争解決	WTO上級委員会を巡る問題	上級委員会のあり方に懸念を有する米国と、各国の間での意見の不一致があり、現在、3名の上級委員の後任の選考プロセスが開始されていない。かかる上級委員会を巡る状況について概観。	P357
第Ⅱ部補論第2章 電子商取引	データローカライゼーションを巡る各国規制	国境を超える情報の自由な流通の原則が、様々な国際的フォーラムで確認されている一方、個人の人権保護、産業保護、または国家安全保障などのため、重要データをローカライズする規制を導入している国もある。各国のデータローカライゼーションにかかる業種横断的な一般的数据規制を比較・概観。	P389

2. 経済産業省の取組方針

不公正貿易報告書を受けた経済産業省の取組方針（2018年6月18日公表）

- 産業構造審議会通商政策部会不公正貿易政策・措置調査小委員会が本日公表した**2018年版不公正貿易報告書は、WTO協定を始めとする国際ルールに照らして疑義がある主要国の貿易政策・措置につき、広範な指摘**を行っている。
- 同報告書は、近年、**一部の新興国による市場歪曲的な措置により、多角的自由貿易体制の基礎である競争基盤あるいは市場の機能が歪められかねないとの懸念が広がりつつあること、また、一部先進国において、「結果志向」への揺り戻しが生じていることに警鐘**を鳴らしている。
- **経済産業省としては、日米欧三極貿易大臣会合（2017年12月、2018年3月、5月）などを通じ、公平な競争条件（level playing field）確保に向けた包括的な取組を進めるとともに、WTOルールに則らない対抗措置の応酬は、どの国の利益にもならないこと、WTO紛争解決手続の改善などを通じて多角的自由貿易体制が抱えている構造的な課題に対応し、その維持・強化を図ることの重要性を様々な場で働きかけていく。**また、個別案件については、**引き続き二国間・多国間協議・DS等を活用しながら積極的に解決を図る方針**であり、**2018年版不公正貿易報告書で指摘された政策・措置については、特に以下の案件に優先的に取り組むこと**としたい。

2018年度版の優先取組案件

- 韓国による日本産ステンレススチール棒鋼に対する長期課税については、6月18日にWTOに協議要請。
- また、米国、中国（3）、ベトナム、インドの6つの措置を新規に掲載。
- 昨年度掲載していた中国の銀行業IT機器セキュリティ規制、アルゼンチンの輸入制限措置及び米国のバード修正条項については、問題が改善し、または懸念が低下したため、掲載しないこととした。

1 WTO紛争解決手続の開始も視野に二国間・多国間協議を通じて問題解決を図るもの

- 米国：1962年通商拡大法232条に基づく鉄鋼・アルミ製品の輸入制限措置 **【新規】**
- 米国：サンセット・レビュー手続及び不当に長期にわたる対日AD措置
- 中国：内外差別的な技術ライセンス規制 **【新規】**
- 中国：アルミ補助金 **【新規】**
- 中国：輸出管理法案 **【新規】**
- 中国：サイバーセキュリティ法
- 中国：AD措置の不適切な運用
- ベトナム：輸入自動車認証制度 **【新規】**
- インド：IT製品に対する関税引き上げ **【新規】**

2 WTO紛争解決手続を開始したもの

- 韓国：ステンレススチール棒鋼に対するサンセット・レビュー **【協議要請】**
- インド：熱延コイルに対するセーフガード（SG）措置 **【パネル】**
- 韓国：空気圧伝送用バルブに対するAD課税措置 **【上級委】**
- ブラジル：自動車等に対する内外差別的な税制恩典措置 **【上級委】**

3 WTO勧告の早期履行を求めていくもの

- 米国：ゼロイング

● 近年の「取組方針」に掲げた案件 ★は新規のWTO協議要請案件（1件／年程度）

二国間・多国間協議
紛争解決手続も視野に、



紛争解決
手続開始



勧告履行・
措置撤廃

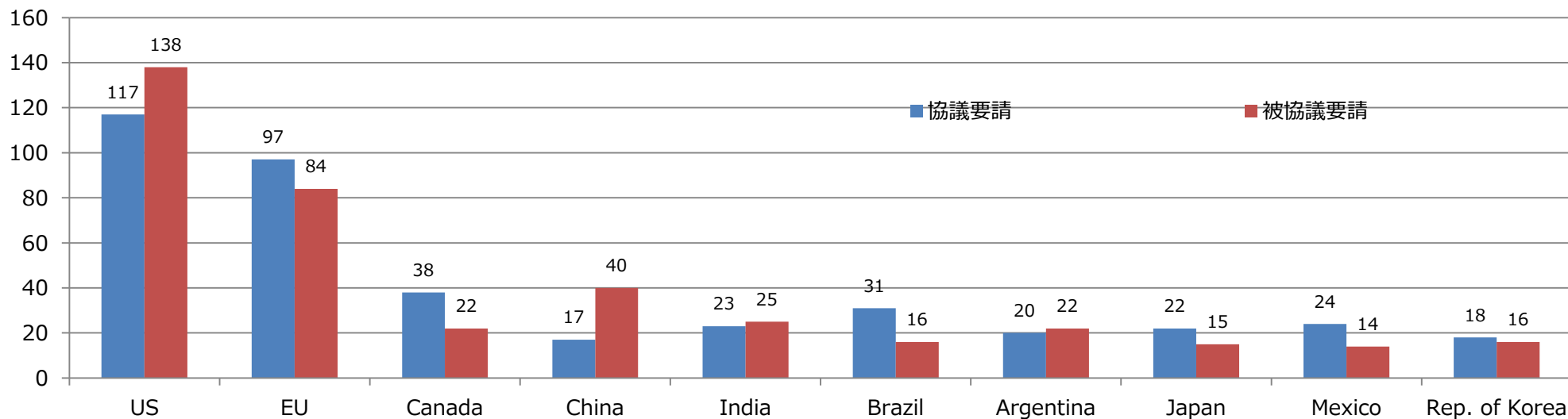
	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
1	【中国】 AD措置の不適切な制度・運用	【中国】 AD措置の不適切な制度・運用	【インド】 セーフガード(熱延コイル)	【韓国】 ステンレス棒鋼サンセット	【米国】 232条(鉄鋼・アルミ)輸入制限
2	【インドネシア】 鉱物資源輸出規制	【中国】 銀行業IT機器セキュリティ規制	【中国】 AD措置の不適切な制度・運用	【中国】 AD措置の不適切な制度・運用	【米国】 サンセット・レビュー運用改善、長期の対日AD撤廃
3	【インドネシア】 新通商法・新産業法	【インドネシア】 鉱物資源輸出規制	【中国】 銀行業IT機器セキュリティ規制	【中国】 銀行業IT機器セキュリティ規制	【中国】 内外差別的なライセンス規制
4	【ロシア】 関税の譲許率違反	【インドネシア】 新通商法・新産業法	【インドネシア】 鉱物資源輸出規制	【中国】 サイバーセキュリティ法	【中国】 アルミ補助金
5	【ブラジル】 内外差別的な工業品税	【ロシア】 関税の譲許率違反	【インドネシア】 新通商法・新産業法	【米国】 サンセット・レビュー運用改善、長期の対日AD撤廃	【中国】 輸出管理法案
6	【米国】 サンセット・レビュー運用改善、長期の対日AD撤廃	【米国】 サンセット・レビュー運用改善、長期の対日AD撤廃	【米国】 サンセット・レビュー運用改善、長期の対日AD撤廃	【インド】 ★セーフガード(熱延コイル)	【中国】 サイバーセキュリティ法
7	【中国】 原材料輸出制限	【ブラジル】 内外差別的な工業品税	【韓国】 ★空気圧バルブAD	【韓国】 空気圧バルブAD	【中国】 AD措置の不適切な制度・運用
8	【中国】 高性能ステンレス継目無鋼管AD措置	【中国】 高性能ステンレス継目無鋼管AD措置	【ブラジル】 ★内外差別的な税制恩典措置	【ブラジル】 内外差別的な税制恩典措置	【ベトナム】 輸入自動車認証制度
9	【アルゼンチン】 輸入制限措置	【ウクライナ】 乗用車に対するセーフガード	【中国】 高性能ステンレス継目無鋼管AD措置	【アルゼンチン】 輸入制限措置	【インド】 IT製品に対する関税引き上げ
10	【ウクライナ】 ★乗用車に対するセーフガード	【中国】 原材料輸出制限	【アルゼンチン】 輸入制限措置	【米国】 ゼロイングの確実な廃止	【韓国】 ★ステンレス棒鋼サンセット
11	【米国】 ゼロイングの確実な廃止	【米国】 ゼロイングの確実な廃止	【米国】 ゼロイングの確実な廃止	【米国】 バード修正条項に基づくAD/CVD税の分配停止	【インド】 セーフガード(熱延コイル)
12	【米国】 バード修正条項に基づくAD/CVD税の分配停止	【米国】 バード修正条項に基づくAD/CVD税の分配停止	【米国】 バード修正条項に基づくAD/CVD税の分配停止		【韓国】 空気圧バルブAD
13	【米国】 関税法の早期改正(熱延鋼板)	【米国】 関税法の早期改正(熱延鋼板)			【ブラジル】 内外差別的な税制恩典措置
14	【カナダ】 オンタリオ州再エネFIT	【アルゼンチン】 輸入制限措置			【米国】 ゼロイングの確実な廃止

3. 參考資料

(参考) 各国のWTO紛争解決手続利用状況

- 二国間協議要請・被要請を合わせて、D S利用件数の上位は米国、EU、カナダ。
- 途上国（ブラジル、アルゼンチン、メキシコ、インド等）も、積極的にD Sを活用。
- 近年、要請・被要請とも、中国関連の事案が増加している。（2001年のWTO加盟以来およそ15年にして、既に世界第4位のD S利用件数。）

(件数)



	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	合計
要請	1	3	1	1	2	1	0	2	0	1	0	0	0	1	0	1	0	3	2	0	2	2	0	1	24
被要請	4	4	3	1	0	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15

(参考) 我が国がWTO紛争解決手続に付託した事案

- 係争中の5件を除く19件中、18件で我が国の主張に沿った解決がなされている。

案件名	協議要請	パネル設置	報告書採択	結論
1. 米国通商法301条に基づく一方的措置(DS6)	1995.5	－	－	二国間合意により終了(1995.7)
2. ブラジル自動車政策(DS51)	1996.7	－	－	協議中断(ブラジルが事実上措置撤廃)
3. インドネシア自動車政策(DS55, 64) ※1件とカウント	1996.10	1997.6	1998.7(パネル)	我が国の主張容認
4. 米国の地方政府の調達手続問題(DS95)	1997.10	1998.10	－	パネル消滅(2000.2)(米国内で違憲判決)
5. カナダの自動車政策に係る措置(DS139)	1998.7	1999.2	2000.6(上級委)	我が国の主張容認
6. 米国の1916年アンチ・ダンピング法(DS162)	1999.2	1999.7	2000.9(上級委)	我が国の主張容認
7. 米国の日本製熱延鋼板に対するAD措置(DS184)	1999.11	2000.3	2001.8(上級委)	我が国の主張容認
8. 米国1930関税法改正条項(バード修正条項)(DS217)	2000.12	2001.9	2003.1(上級委)	我が国の主張容認
9. 米国サンセット条項(DS244)	2002.1	2002.5	2004.1(上級委)	我が国の主張容認されず
10. 米国の鉄鋼製品に対するセーフガード措置(DS249)	2002.3	2002.6	2003.12(上級委)	我が国の主張容認
11. 米国のゼロイング方式による不当なダンピング認定(DS322)	2004.11	2005.2	2007.1(上級委)	我が国の主張容認
12. " (DS322)(履行確認パネル)	2008.4	2008.4	2009.8(上級委)	我が国の主張容認
13. EUのIT製品の関税上の取扱い(DS376)	2008.5	2008.9	2010.8(パネル)	我が国の主張容認
14. カナダ・オンタリオ州のローカルコンテンツ措置(DS412)	2010.9	2011.7	2013.5(上級委)	我が国の主張容認
15. 中国のレアアース等輸出制限(DS433)	2012.3	2012.9	2014.8(上級委)	我が国の主張容認
16. アルゼンチンの輸入制限措置(DS445)	2012.8	2013.1	2014.1(上級委)	我が国の主張容認
17. 中国の日本製高性能ステンレス継目無鋼管に対するAD措置(DS454)	2012.12	2013.5	2015.10(上級委)	我が国の主張容認
18. ロシアの自動車廃車税制度(DS463)	2013.7	－	－	協議中断(2014年1月、措置是正)
19. ウクライナ自動車セーフガード措置(DS468)	2013.10	2014.3	2015.7(パネル)	我が国の主張容認
20. 韓国の日本産水産物等の輸入規制(DS495)	2015.5	2015.9		パネル報告書発出済み
21. ブラジルの内外差別的な税制恩典措置について(DS497)	2015.7	2015.9		パネル報告書発出済み
22. 韓国の日本製空気圧伝送用バルブに対するAD措置(DS504)	2016.3	2016.7		パネル報告書発出済み
23. インドの熱延コイルに対するSG措置(DS518)	2016.12	2017.4		パネル設置
24. 韓国の日本産ステンレス棒鋼へのAD措置に対するサンセット・レビュー	2018.6			二国間協議要請